

## いじめ問題総合対策計画

### 1 いじめの定義

平成18年10月19日付文部科学省初等中等教育局長による通知文書「いじめ問題への取組の徹底について」に示されている「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う」というとらえ方・考え方、及びいじめ防止対策推進法に示された次の定義に基づいて全職員で確認する。

(定義) いじめ防止対策推進法 第2条1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ○いじめの具体例

- ・冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽く（ひどく）ぶつかられる、遊ぶふりをして叩く、蹴られる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ・パソコンや携帯電話等での誹謗中傷 など。

### 2 いじめの防止等の基本方針

#### (1) 基本理念

○いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。日頃から全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等の対策をおこなわなければならない。

○全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、適切に対処する。

○いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

#### (2) 本校の基本姿勢

- 児童間のトラブルは、「いじめの定義」に応じてのみを指導するのではなく、軽微なトラブルも含めて、常にその解消に向けて指導する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、次のような事例についても、個々の児童理解に努め、様々な変化を捉えて、適切に対処していく。

- ▼ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じていない場合
- ▼ 心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない場合
- ▼ インターネット上で悪口等、当該児童がそのことを知らずにいるような場合

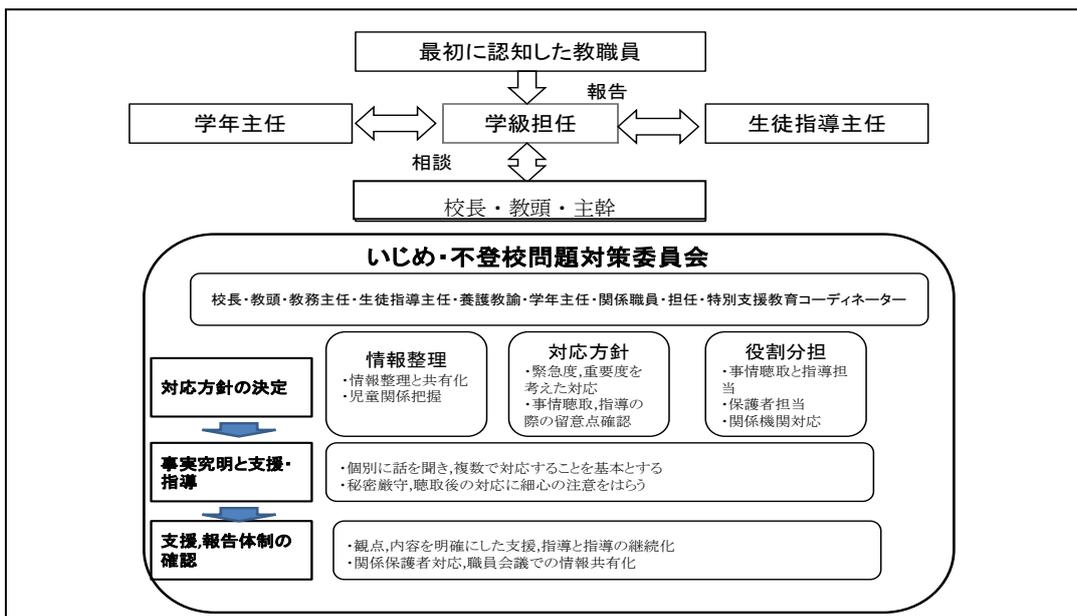
○ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

○ いじめが発見された場合、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保することを最優先に考えて対応する。

### 3 いじめ防止等の推進体制

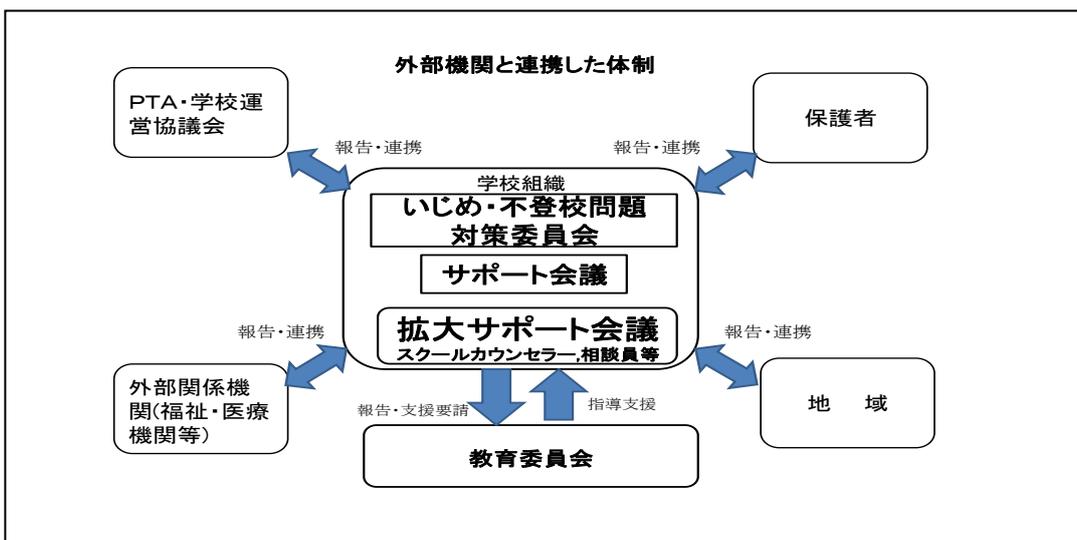
#### (1) 学校内の組織

○組織図 (いじめ・不登校問題対策委員会は、主として学年主任と管理職の、2者以上の判断で開催する)



#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織 (緊急の問題が発生した場合)

○組織図



- 構成員 校長，教頭，生徒指導担当，PTA会長，学校運営協議会会長，スクールカウンセラー，指導主事，教育相談員等を中心に緊急の問題の内容に応じて以下の立場の者から選任する。

宗像警察署、家庭児童相談員、児童相談所 等

## 4 具体的な取組

### (1) 未然防止に向けた取組

#### ① いじめについての共通理解

- い ▼4月始め→いじめ防止基本方針について説明（保護者・子ども・学校運営協議会）  
▼・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を使って「いじめ」の定義について、全職員・全学級で周知  
▼8月（夏季休業中）→いじめの未然防止・早期発見についての研修  
▼毎月9日を「いじめ見逃し0の日」とし、全職員の意識の啓発

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 学 ▼学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実  
▼道徳の時間及び特別活動（学級活動）の確実な実施  
▼ルール（学習規律）とリレーション（共感的人間関係）が確立した学級づくり  
▼主体的・対話的で深い学びのある授業づくり  
▼「できた」「分かった」喜びのある授業づくり

#### 【補足】

- いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと
- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童の自己肯定感、自己有用感を高められるよう、教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供するよう努める。  
その際、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじ

められている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で児童に対する指導に当たる。

- 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を児童会を中心に推進する。

**【例】**

「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。

**（２）早期発見に向けた取組**

**① 定期的なアンケート・教育相談の実施**

■ 定期的なアンケート調査

- ・月一回（心のアンケート）

その内、学期に1回無記名で、年一回以上の保護者と共に実施すること

- ・アンケート実施後、各担任が内容を点検、何等かの記載があれば、聞き取りをしたり観察を強化したりするとともに、学年で共有し、各学級の記載事案を一覧表にまとめ、生徒指導担当教諭、教頭へ報告。以後、当該児童の観察を継続する。

■ いじめアンケートの保存

アンケート実施後は、子どもが記載した原本のまま、当該児童が卒業後1年間保存する。（卒業後一年間経過した3月に廃棄）

■ 定期的な教育相談の実施（年3回 6月・10月・2月）

- ・その中で、「大人しく、まじめで教師から支援や賞賛を受けることがほとんどない児童生徒」に関わる児童生徒理解を多角的に進める。

■ Q-Uテストの結果分析（年2回 6月・12月）

**② 保護者用のいじめチェックシートの活用**

- ・いじめチェックシートを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

**③ 相談体制の点検と周知**

- ・保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、学校評価の機会に点検すること

**④ その他**

定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握する。その際、児童のインターネットやスマートフォ

ン等の活用状況についても積極的に情報収集するよう努める。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

### (3) いじめ発見時の対応

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職や生徒指導担当教諭、学年主任に直ちに情報を共有する。その後はいじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに事実確認を行う。結果は、校長が責任を持って福津市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

#### ② いじめられた児童又はその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方でなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行い、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- 状況に応じて、福津市教育委員会に相談し、外部専門家の協力を得る。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

#### 【いじめが解消している状態とは】

- ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### **③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言**

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携して以後の対応を適切に行うとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

### **④ いじめが起きた集団への働きかけ**

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### **⑤ ネット上のいじめへの対応**

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報する。

#### (4) その他

学校評価に、いじめの未然防止・早期発見についての項目を位置づけ、本校の取組、成果における達成度を定期的に見とり、更なる改善につなげる。

#### 5 年間計画

月	いじめ問題対策委員会(こぼれかきチーム)	未然防止	早期発見
4月	○福間小学校における「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解（HP掲示、学校運営協議会・保護者・児童への説明） ○いじめ問題対策年間計画作成 ○いじめ防止に関する組織作り ○いじめの早期対応の取組（福岡アクション3）の職員への周知		・校内交流（1）の実施 ・心のアンケート ・相談ポストの設置と活用
5月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議）	・家庭向けリーフレット等の資料の配付及び学校通信等での啓発 ・歓迎遠足	・いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト（保護者と共に） ・Q-Uテスト
6月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議） ○Q-Uテスト活用校内研修	・児童集会 ・Q-Uテスト結果をもとに学級経営の方針と指導方法の改善について協議	・教育相談週間 ・PTAによるいじめ防止啓発 ・心のアンケート（無記名）
7月 8月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議） ○いじめ問題に関する学校評価 ○いじめ問題に関する校内研修		・心のアンケート ・個人懇談（全児童）
9月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議）	・親子で学ぶ規範意識学習会（メディアリテラシー）※5, 6年対象	・心のアンケート
10月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議）	・児童集会 ・ふくまっ子体育	・心のアンケート（無記名）
11月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議） ○福津市同和教育実践交流会にむけた校内研修（実践の共有）	・ふくまっ子体験	・Q-Uテスト ・いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト（保護者と共に） ・教育相談週間
12月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議） ○いじめ問題に関する学校評価		・心のアンケート ・個人懇談（全児童）
1月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議）	・Q-Uテスト結果をもとに学級経営の方針と指導方法の改善 ・ふくまっ子文化祭	・心のアンケート
2月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議） ○新入児説明会における「学校いじめ防止基本方針」の説明		・心のアンケート（無記名） ・教育相談週間
3月	○定例会議（チーム会議・ふくまっ子会議）（年間総括）		・心のアンケート ・引継ぎ資料の作成 <small>（パーソナルデータ・Q-U等の整理）</small>

- 健康観察やノート、連絡帳の点検を通して児童の様子などの実態観察は常時行う。
- 相談ポストの設置・・・通年
- 学校通信・学年通信・学級通信などでの啓発・・・随時
- いじめの早期発見のためのチェックリスト（心のアンケート）・・・・毎月実施

## 6 いじめの重大事態の対処

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企画した場合等）
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、該当いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、該当調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

#### ○調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ○いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる必要がある。

#### ○調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※ 学校は、いじめを受けた児童の保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ○調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力